

日時

2022年(令和4年)6月29日(水曜日)
午前10時

場所

東京都渋谷区道玄坂二丁目10番7号
新大宗ビル6階
FORUM8 663会議室

(昨年の開催会場から変更になっております
ので、末尾の定時株主総会会場ご案内図をご
参照ください。)

決議事項の概要

議案

定款一部変更の件

議決権行使期限

2022年6月28日(火曜日)
午後5時

※新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、事前に書面(郵送)により議決権をご行使いただき、当日のご来場を見合わせていただくことも含めご検討くださいますようお願い申し上げます。

The logo for Daiichi, featuring the word "DAIICHI" in a bold, green, sans-serif font. The letters are slightly shadowed and set against a light green circular background that has a white border. The logo is positioned on the right side of the page, overlapping the dark green background.

第50期 定時株主総会 招集ご通知

2021年4月1日～2022年3月31日



第一商品株式会社

証券コード：8746

ごあいさつ



代表取締役社長
岡田 義孝

株主の皆様には、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、第50期定時株主総会を開催いたしますので、ご通知申し上げます。2021年度の事業の概要等につきご説明申し上げますので、ご覧ください。

株主の皆様におかれましては、より一層のご支援・ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

2022年6月

企業理念

人と社会に貢献し、
価値を創造する

目次

ごあいさつ	1	(提供書面)	
招集ご通知		事業報告	
第50期 定時株主総会招集ご通知	2	1. 企業集団の現況に関する事項	5
株主総会参考書類		2. 株式に関する事項 他	12
決議事項		連結計算書類	25
議案 定款一部変更の件	3	計算書類	28
		監査報告	31

株主各位

証券コード 8746

2022年6月14日

東京都渋谷区神泉町9番1号

第一商品株式会社

代表取締役社長 **岡田 義孝**

第50期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第50期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症による懸念の他、その他の諸事情等により、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月28日（火曜日）午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2022年6月29日（水曜日）午前10時
2 場 所	東京都渋谷区道玄坂二丁目10番7号 新大宗ビル6階 FORUM8 663会議室 (昨年の開催会場から変更になっております。詳しくは末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3 目的事項	報告事項 1. 第50期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第50期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 議案 定款一部変更の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- 本定時株主総会招集ご通知に添付すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」は、法令及び当社定款の規定に基づきインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載していません。
- 株主総会終了後、株主懇談会等の開催は予定していません。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の内容をインターネット上の当社ウェブサイトにて掲載させていただきます。
- 新型コロナウイルスの感染拡大等の今後の状況変化により、株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、インターネット上の当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

当社ウェブサイト（<https://www.dai-ichi.co.jp/>）

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることにあたり、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第17条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第17条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する付則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示）</u> <u>第17条</u> <u>当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載または表示すべき事項に係わる情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</u></p>	<p>（削 除）</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第17条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
(新 設)	<p>(付則)</p> <p>1. 現行定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示）の削除及び変更案第17条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第17条はなお効力を有する。</p> <p>3. 本付則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

以上

(提供書面)

事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におきましては、全世界的な新型コロナウイルス感染症への対応が進展したことで、経済活動が徐々に回復に向かっております。米国では物価上昇が顕著となってきたことから、金融引き締め政策へ舵を切り、ドル資産への資金移動が進んでおります。さらにロシアによるウクライナ侵攻により、エネルギーを始めとする資源価格の上昇が起きていることから、金価格も高値圏での推移が続いております。国内においては、賃金上昇がない中で国際情勢を映した円安や資源価格高騰による物価上昇により、悪いインフレの兆候が見られております。

そのような中、当社グループにおきましては2021年6月に日本クラウド証券株式会社との共同事業として、インターネットでの金の売買を開始する一方、2021年7月には金地金事業の一部を、当社子会社である第一プレミア証券株式会社に事業譲渡することで、従来の株式や債券だけでなく金地金も取引が可能となり、お客様の投資ニーズに対応できる体制を当社グループとして整えたものの、期待以上の売上増大に繋がりませんでした。

この結果、当連結会計年度における売上高は5,152百万円、売上原価は4,626百万円となりました。経費抑制を継続して行ったものの収入減少分を補えず、営業損失は586百万円、経常損失は522百万円となりました。また、固定資産売却益50百万円、商品取引責任準備金戻入額10百万円を特別利益で計上し、関係会社株式評価損1,237百万円を特別損失に計上したため、親会社株主に帰属する当期純損失は1,707百万円となりました。

	第49期 (2021年3月期)	第50期 (2022年3月期)	前期比	
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減率
売上高	6,901	5,152	△1,749	△25.3 %
営業損失(△)	△1,369	△586	782	—
経常損失(△)	△1,370	△522	848	—
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)	△996	△1,707	△711	—

※ 当社は、「収益認識に関する会計基準」等を当連結会計年度の期首から適用しており、2021年3月期に係る各数値については、当該会計基準等を遡って適用した数値となっております。

(2) 資金調達等についての状況

① 資金調達の状況

- (1)当連結会計年度において、2021年4月14日の当社臨時株主総会決議による第1回新株予約権の発行及び行使により、1,363百万円の資金調達を行いました。
- (2)当連結会計年度において、2021年3月16日の当社取締役会決議による第2回新株予約権（有償ストックオプション）の発行により、3百万円の資金調達を行いました。

② 設備投資の状況

該当事項はありません。

③ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当社は、2021年7月1日を効力発生日として、金地金事業の一部を当社子会社の第一プレミア証券株式会社に事業譲渡いたしました。

④ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑤ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑥ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

2020年11月30日の当社取締役会決議によるクラウドバンク株式会社との資本事業提携契約により、前期に同社株式11株を取得しています。同契約の追加条項に則して当連結会計年度に同社株式22株を追加取得し、2022年3月31日をみなし取得日として同社を持分法適用会社としました。

(3) 直前三事業年度の財産及び損益の状況



(注) 1. 当社は第49期より連結計算書類を作成しているため、第48期以前については単体の数値を記載しております。「当期純利益/当期純損失」の第49期及び第50期は、親会社株主に帰属する当期純損失額になります。

2. 第50期より収益認識に関する基準を適用しており、第49期の売上高については遡って適用した数値を記載しております。なお、第47期及び第48期の売上高は営業収益を記載しております。

① 企業集団の財産及び損益の状況

		第49期 (2021年3月期)	第50期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
売上高	(千円)	6,901,538	5,152,889
経常損失(△)	(千円)	△1,370,947	△522,172
親会社株主に帰属 する当期純損失(△)	(千円)	△996,135	△1,707,363
1株当たり 当期純損失(△)	(円)	△60円17銭	△81円27銭
1株当たり純資産額	(円)	285円25銭	176円64銭
総資産	(千円)	9,763,869	10,032,989

② 当社の財産及び損益の状況

		第47期 (2019年3月期)	第48期 (2020年3月期)	第49期 (2021年3月期)	第50期 (当事業年度) (2022年3月期)
売上高	(千円)	—	—	6,623,171	4,763,417
営業収益	(千円)	3,538,149	4,626,312	—	—
経常利益	(千円)	108,520	1,129,109	—	—
経常損失(△)	(千円)	—	—	△1,293,871	△499,618
当期純利益	(千円)	72,962	737,878	—	—
当期純損失(△)	(千円)	—	—	△989,840	△1,683,752
1株当たり当期純利益	(円)	4円79銭	47円92銭	—	—
1株当たり当期純損失(△)	(円)	—	—	△59円79銭	△80円15銭
1株当たり純資産額	(円)	336円74銭	382円28銭	285円25銭	177円48銭
総資産	(千円)	18,373,520	19,641,898	5,967,840	5,347,314

- (注) 1. 1株当たり当期純利益/1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。
 2. 過年度決算に関し、会計上の誤謬が判明したため、第47期につきましては、当該誤謬の訂正後の数値を用いて記載しております。
 3. 第50期より収益認識に関する基準を適用しており、第49期の売上高については遡って適用した数値を記載しております。なお、第47期及び第48期の売上高は営業収益を記載しております。

(4) 対処すべき課題

① 内部管理体制とコンプライアンス意識の強化

当社は2020年7月に株式会社東京証券取引所の特設注意市場銘柄に指定され、内部管理体制の確立とコンプライアンス意識の向上に努めてまいりました。2022年4月1日付で特設注意市場銘柄及び監理銘柄の指定を解除されましたが、コンプライアンス及びガバナンス体制の強化は重要な経営課題であると認識しております。引き続き、弁護士等の外部の専門家によるコンプライアンス委員会によるモニタリングの下、グループの全役職員が上場企業の一員としての一層の自覚を持ち、コンプライアンス及びガバナンス体制の維持に努め、さらなる内部管理体制とコンプライアンス意識の強化に努めてまいります。

② 金地金事業による収益力強化

当社は2021年7月に金地金事業の一部を子会社である第一プレミア証券株式会社へ譲渡し、当該子会社において金地金売買の強化に取り組んでまいりました。当社が長年培ってきた金の取り扱いに関するノウハウをグループ全体で共有することで、従来の金融商品の取り扱いに加え、金地金事業の拡大を図り収益力強化の一助とします。

また当社は、2021年6月から日本クラウド証券株式会社とインターネットを通じて金取引を行う共同事業をスタートさせており、本事業を推進し両社で収益増大に取り組みます。

③ 投資・金融サービス事業の黒字化の達成

子会社である第一プレミア証券株式会社においては、外務員の全体的なレベルアップ、当社の情報サービス提供ノウハウの活用、組織営業の強化、外国投資信託の募集開始などにより、預かり資産の増大等を推し進めます。なお、金地金事業を展開する中で、大口の金地金取引が成約しており、富裕層との繋がりができつつあります。富裕層のお客様にふさわしいサービスを提供することで、前述の施策と合わせて預かり資産の増大を図ってまいります。

また、対面営業が主体となっていることを踏まえた紛争の未然防止策が必須であるため、管理部門による顧客面談を含めた防止策の徹底を図ってまいります。合わせて、研修の実施などコンプライアンス意識の醸成策を実施してまいります。

④ 金価格に連動する暗号資産事業の早期実現

当社は、金価格と連動する暗号資産の開発について、株式会社テコテックとの間で業務委託基本契約及びシステム開発業務等個別契約を締結しました。昨今の緊張が続く世界情勢を受け、投資家がリスク回避の姿勢を強める中、安全資産である「金」の需要が高まりを見せておりますが、金地金取引の煩雑な手続き、取引時間の制限等により、金地金をポートフォリオに加えている投資家は限定的となっております。当社は旧態依然としたこの金地金取引にブロックチェーン技術を活用し、金地金取引の利便性を向上させることができる金価格連動型暗号資産を導入することで、金地金取引量の増大を図り、当社の収益に貢献できると考えております。同事業を早期に軌道に乗せるよう努めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社グループは、金融商品取引の関連事業を主業務とする投資・金融サービス事業と、金地金の現物販売を主業務とする金地金事業の2つのセグメント単位としております。

① 投資・金融サービス事業

金融商品取引法に基づく以下の業務。

商品関連市場デリバティブ取引、日経225先物、くりっく365、株式(現物・信用)、外国株式等。

② 金地金事業

店頭及びインターネットを介した金地金の販売及び買取。

(6) 主要な事業所等 (2022年3月31日現在)

① 当社

本 社	東京都渋谷区神泉町
-----	-----------

② 子会社

第一プレミア証券株式会社	本社 (東京都渋谷区神泉町)
--------------	----------------

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
48名	25名減

(注) 使用人数は、当社グループ外への転籍の実施により減少しています。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
10名	27名減	48.2歳	23.2年

(8) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
第一プレミア証券株式会社	174,987千円	100%	金融商品取引

(9) 主要な借入先及び借入額 (2022年3月31日現在)

該当事項はありません。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社グループは当社の商品先物取引事業の一部事業譲渡により、営業収益の90%以上を占めていた貴金属先物事業の喪失、早期退職募集等による従業員数の95%減少、本社を除く全営業店（10店舗）の閉鎖などにより、従前の企業活動を継続することが困難な状況にあり、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社は、当該状況を解消すべく、情報サービス等の特色ある営業手法などの導入により、子会社である第一プレミア証券株式会社の業績向上、当社グループでの新規事業の開発、そして日本クラウド証券株式会社との金共同事業のさらなる収益化によって当社グループの業績回復を図ってまいります。また、2020年7月より株式会社東京証券取引所から特設注意市場銘柄に指定されておりましたが、各種のコンプライアンス体制の再構築及び経営体制の改革により、内部管理体制等に問題があると認められないため、2022年4月1日付にて、指定が解除されました。今後も引き続き、内部管理体制の強化に努めてまいります。

一方で、当社グループは当連結会計年度に現金及び預金として約23億円保有し、純資産も約49億円となっております。また、不要契約の解除等により、コスト削減の効果が現れてきております。このような状況から、当面の事業の展開・継続を図るに足る十分な現金及び預金を有しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

2 株式に関する事項

株式の状況 (2022年3月31日現在)

① 発行可能株式総数	50,128,000株
② 発行済株式の総数	28,927,207株
③ 株主数	5,580名
④ 大株主	

順位	株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
1	S G R 投資事業有限責任組合	4,448,600	15.81
2	C B 戦略 1 号投資事業有限責任組合	3,833,700	13.63
3	白川 祐輝	2,993,500	10.64
4	株式会社ムラサキ	1,546,000	5.49
5	本田 求	1,235,000	4.39
6	勝 えり子	1,061,500	3.77
7	楽天証券株式会社	564,200	2.01
8	村崎 稔	486,000	1.73
9	坂田 昭雄	350,000	1.24
10	白川 祐輝	300,000	1.07

- (注) 1. 当社は自己株式を790,064株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
3. 新株予約権の行使により、発行済株式の総数は8,850,000株増加しております。
4. 第3位と第10位に記載している白川祐輝氏は同一人物であります。
5. 2022年4月5日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、S G R 投資事業有限責任組合が、保有株式のうち3,720,000株を個人投資家へ貸株として貸し出している旨が記載されております。上記の「大株主の状況」は当該貸株を加味した株主名簿に基づき表示しております。

3 新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している新株予約権の状況

(2022年3月31日現在)

第2回新株予約権（有償ストックオプション）

決議年月日	2021年3月16日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役4名 子会社取締役2名
新株予約権の総数	20,000個
新株予約権の目的となる株式の種類、及び数	普通株式 2,000,000株
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり173円
新株予約権の行使期間	自 2021年5月1日 至 2024年4月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 168円 資本組入額 84円
新株予約権の行使の条件	<p>①新株予約権者は、当社が2020年7月11日付で株式会社東京証券取引所が定める特設注意市場銘柄に指定されており、2021年7月11日の期限を基本とする1年間において、特設注意市場銘柄からの指定解除となった場合、及び割当日から権利行使の満了日に至るまでの間に、当社株価（行使価額168円）より150%上回った場合、行使することができるものとする。なお、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とする。</p> <p>②上記の①にかかわらず、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に当社株価の終値が5取引日連続して107円を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。</p> <p>(a)当社が上場廃止となる場合、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これらに準ずる倒産処理手続開始の申立てがなされる場合、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事実に変更に大きな変更が生じた場合</p> <p>(b)その他上記に準じ、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合</p> <p>③新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>④新株予約権者が本新株予約権を当社及び当社グループの役職員の立場から外れた際等、放棄したものとみなされる行為が行われた場合、当該新株予約権を行使することはできない。ただし、上記②の条件に抵触した場合の義務は承継されるものとする。</p> <p>⑤本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>⑥各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>

新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1)交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>(2)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 新株予約権1個当たり再編対象会社の普通株式100株とする。なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整（本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。）されるものとする。 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（又は併合）の比率</p> <p>(4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とし、行使価額は168円とする。本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。</p> <p>(5)新株予約権を行使することができる期間 2021年5月1日から、2024年4月30日までとする。（行使請求期間の最終日が当社の休業日に当たる場合は、その前営業日が最終日となる。）</p> <p>(6)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 以下の内容に準じて決定する。</p> <p>(a)本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>(b)本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(a)記載の資本金等増加限度額から、上記(a)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>

<p>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</p>	<p>(7)譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8)その他新株予約権の行使の条件 以下の内容に準じて決定する。</p> <p>(a)割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に当社株価の終値が5取引日連続して107円を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。</p> <p>①当社が上場廃止となる場合、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これらに準ずる倒産処理手続開始の申立てがなされる場合、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事実に変更に大きな変更が生じた場合</p> <p>②その他上記に準じ、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合</p> <p>(b)新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>(c)新株予約権者が本新株予約権を当社及び当社グループの役職員の立場から外れた際等、放棄したものとみなされる行為が行われた場合、当該新株予約権を行使することはできない。ただし、上記②の条件に抵触した場合の義務は承継されるものとする。</p> <p>(d)本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>(e)各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p> <p>(9)新株予約権の取得事由及び条件</p> <p>(a)当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。</p> <p>(b)以下に該当する場合、上記(5)に定める行使期間終了前といえども、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>①新株予約権者が禁固以上の刑に処せられたとき。</p> <p>②新株予約権者が当社又は当社関係会社の就業規則により懲戒解雇又は論旨解雇されたとき。</p> <p>③新株予約権者に法令若しくは当社又は当社関係会社の社内規程に違反する重大な行為があったとき。</p> <p>④当社所定の書面により本新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出たとき。</p> <p>(10)その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。</p>
---------------------------------	--

※当事業年度の末日(2022年3月31日)における内容を記載しております。

(2) 当事業年度中に使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権に関する重要な事項 (2022年3月31日現在)

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2022年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	岡田 義孝	第一プレミア証券株式会社 社外取締役
取締役	半田 邦彦	内部監査室長
取締役	川戸 淳一郎	川戸淳一郎法律事務所 所長、クラウドバンク株式会社 社外取締役 株式会社ジャスティス債権回収 社外取締役
取締役	金田 創	クラウドバンク株式会社 代表取締役 株式会社ジャスティス債権回収 代表取締役
取締役	川島 正暉	株式会社ファイブスター 代表取締役 株式会社CAPITA 社外取締役 (監査等委員)
取締役	村田 和希	東京丸の内法律事務所 所属弁護士
常勤監査役	廣瀬 正勝	
監査役	橋本 秀人	
監査役	塩野 治夫	塩野治夫公認会計士事務所 所長、第一プレミア証券株式会社 社外監査役 クラウドバンク株式会社 社外監査役、日本クラウド証券株式会社 社外監査役 城南監査法人 代表社員

- (注) 1. 取締役のうち、川戸淳一郎氏、金田創氏、川島正暉氏及び村田和希氏は、社外取締役であります。
2. 監査役のうち、橋本秀人氏及び塩野治夫氏は、社外監査役であります。
3. 取締役のうち、川島正暉氏及び村田和希氏、監査役のうち、橋本秀人氏及び塩野治夫氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ております。
4. 監査役塩野治夫氏は、公認会計士としての実務に長年携わっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 責任限定契約の内容の概要
当社は、各社外取締役及び各社外監査役との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。
6. 当社子会社の第一プレミア証券株式会社では、2012年以降の取締役及び監査役を被保険者として、役員賠償責任保険 (D&O保険) 契約を締結しております。保険料は全額子会社が負担しております。故意又は重過失に起因する損害賠償請求は、上記保険契約により補填されません。

(ご参考)：取締役及び監査役のスキル・経験

当社の取締役会の構成は、健全で透明性の高いコーポレートガバナンス・内部統制を構築し、グループ全体を適切に統治するため、多様な視点と豊富な経験、高度なスキルを備えたメンバーであり、全体として必要なスキルが備わっているものと考えています。

	氏名	役職	企業経営	金融業界・ 事業の理解	法務	財務会計	ガバナンス	人材育成
取締役	岡田 義孝	代表取締役	●	●				●
	半田 邦彦	取締役		●			●	●
	川戸淳一郎	社外取締役		●	●		●	
	金田 創	社外取締役	●	●		●		●
	川島 正暉	社外取締役	●			●	●	
	村田 和希	社外取締役			●		●	
監査役	廣瀬 正勝	常勤監査役		●			●	
	橋本 秀人	社外監査役	●			●		
	塩野 治夫	社外監査役				●	●	

(2) 取締役及び監査役の報酬

①取締役の個人別報酬等の決定方針（2021年4月21日 取締役会決議）

1. 報酬等(業績に連動しない金銭報酬)の額又はその算定方法の決定方針
取締役個人別の報酬等は、株主総会決議の範囲内において、取締役の役位、職責、在任年数等に応じて支給額(固定報酬)を決定する。
 2. 報酬等の種類ごとの決定方針
業績連動報酬は支給せず、非金銭報酬としてストックオプションを付与できるものとし、付与数は取締役の役位、職責、在任年数等に応じて決定するものとする。
 3. 報酬等を与える時期又は条件の決定方針
固定報酬は、任期中、毎月定額で支給する。非金銭報酬は、取締役会で付与数等を決議後、割当日に付与する。
 4. 決定の全部又は一部の第三者への委任に関する事項
各取締役に支給する報酬等については、取締役会決議に基づき代表取締役社長にその具体的内容の決定を委任することができる。代表取締役社長は、当社の業績等も踏まえ、株主総会で決議した報酬等の総額の範囲内において、各取締役の役位、職責、在任年数等に応じて決定する。
- ※ 取締役会は、当事業年度取締役個人別報酬等について、その決定方法及び内容の、当該決定方針との整合性を確認しております。

②当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	支給人員 (名)	報酬等の総額 (千円)
取締役 (うち社外取締役)	9 (4)	47,715 (15,600)
監査役 (うち社外監査役)	5 (3)	10,575 (4,050)
合計	14	58,290

- (注) 1. 取締役の報酬の額は、2007年6月28日開催の第35期定時株主総会において年額350,000千円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は10名です。
2. 監査役の報酬の額は、2000年6月29日開催の第28期定時株主総会において年額30,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。
3. 上記決定方針により非金銭報酬の支給は可能としておりますが、当事業年度の非金銭報酬等の支給はありません。
4. 各役員は、当社に対し普管注意義務等を負っており、中長期的な視点を重視して活動しております。取締役会にて取締役報酬に関する審議を行い、各取締役への報酬の決定権限を代表取締役社長に再一任しております。再一任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。当社は業績連動報酬制度を採用しておりません。当社の業績が市況に大きく左右されやすいことから、各取締役の個々の能力と業績とが必ずしも比例関係になるとは限らず、業績連動報酬制度の導入は見送っております。経営判断が目的にならぬよう、企業の永続性を最重要視しつつ、各役員の報酬額を算定してまいります。

(3) 社外役員に関する事項

区分	氏名	出席状況、発言状況及び 社外取締役・社外監査役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	川戸 淳一郎	当事業年度に開催された取締役会23回のうち23回に出席し、適宜発言を行っております。また、社外取締役として期待される役割に関し、これまで弁護士として培ってきた豊富な経験を活かし、取締役会等において、主に法律及びガバナンスの観点から、重要事項の決定及び業務執行の監督等を行っております。
社外取締役	金田 創	2021年4月14日就任以降、当事業年度に開催された取締役会23回のうち23回に出席し、適宜発言を行っております。また、社外取締役として期待される役割に関し、当社資本業務提携先であるクラウドバンク株式会社における長年の企業経営者としての豊富な経験と知見を活かし、取締役会等において、主に経営の観点から、重要事項の決定及び業務執行の監督等を行っております。
社外取締役	川島 正暉	2021年4月14日就任以降、当事業年度に開催された取締役会23回のうち20回に出席し、適宜発言を行っております。また、社外取締役として期待される役割に関し、企業会計の専門家や経営者としての豊富な経験と独立性を活かし、取締役会等において、主に会計財務及び経営の観点から、重要事項の決定及び業務執行の監督等を行っております。
社外取締役	村田 和希	2021年4月14日就任以降、当事業年度に開催された取締役会23回のうち23回に出席し、適宜発言を行っております。また、社外取締役として期待される役割に関し、弁護士として培ってきた豊富な経験や独立行政法人専門委員としての経験を活かし、取締役会等において、主に法務やガバナンスの観点から、重要事項の決定及び業務執行の監督等を行っております。
社外監査役	橋本 秀人	当事業年度に開催された取締役会23回のうち19回に出席、また監査役会16回のうち14回に出席し、適宜意見を述べております。また、社外監査役として期待される役割に関し、長年に亘り異業種で経営に携わった経験と知見を活かし、取締役会等において、主にコンプライアンスや内部統制の観点から、取締役の職務の執行について監視を行っております。
社外監査役	塩野 治夫	2021年4月14日就任以降、当事業年度に開催された取締役会23回のうち22回に出席、また監査役会15回のうち15回に出席し、適宜意見を述べております。また、社外監査役として期待される役割に関し、企業会計の専門家としての豊富な経験と独立性を活かし、取締役会等において、主に会計財務やガバナンスの観点から、取締役の職務の執行について監視を行っております。また、当社コンプライアンス委員に就任し、コンプライアンスの強化等の視点に立った提言を適宜いただいております。

5 会計監査人に関する事項

(1) 名称 フロンティア監査法人

(注) 当社の会計監査人でありました監査法人アリアは、2021年6月29日開催の第49期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

(2) 報酬等の額

種 類	金 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27,000千円

- ① 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
- ② 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社とフロンティア監査法人は、契約に基づき、契約の履行に伴い生じた当社の損害について、フロンティア監査法人に悪意又は重大な過失があった場合を除き、フロンティア監査法人の会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として当社から受け、もしくは受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額のいずれかを高い額をもって当社に対する損害賠償責任の限度としております。

なお、フロンティア監査法人の行為が上記の要件を充足するか否かについては、当社が判断することとなっております。

(5) 解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要及び当該体制の運用状況の概要

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社の取締役は、健全かつ公正な経営を最優先とし、法令及び定款については常に正しい知識を持つことに努め、これを遵守する。また、随時取締役間の円滑な意思疎通を図り、業務執行に係る相互監督を通じて法令・定款違反に関する行為を未然に防止することとする。
- ② 外部識者を代表とする「コンプライアンス委員会」を設置し、全社的なコンプライアンスに関する事項について協議する場とし、当該協議内容は取締役会へ報告する体制とする。
- ③ 旧経営陣からの影響を排除するため、過去の経営陣を顧問・相談役として迎え入れる制度を廃止する。
- ④ 内部監査室を取締役会直轄とする。
- ⑤ 使用人が法令・諸規則だけでなく、社会的規範を遵守し、企業理念に従った行動を実践することを確保するべく「コンプライアンス規程」を定めており、全社員に周知徹底するとともに、外部の弁護士事務所に通報窓口を設置し、法令・定款等に違反する行為を発見した場合の内部通報制度を整備する。
- ⑥ 内部通報者が通報又は相談したことを理由に不利益な処遇を受けないことを確保する体制とする。
- ⑦ 内部監査室は「内部監査規程」に基づき、取締役及び使用人による職務の執行が法令・定款及び社内規程を遵守して適切に実行されているかを、内部監査室による監査を年一回以上実施し、チェックし、違反の防止、問題点の指摘及びその改善の指導を行う。監査終了後、速やかに監査結果の報告書を作成し、取締役及び監査役に提出する。
- ⑧ 監査役は取締役会に出席し、重要な報告を受け、稟議書など業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に対して説明を求める体制とする。また、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保する体制とする。
- ⑨ インサイダー取引防止や個人情報保護など、特に重要な法令については、社内規程の遵守徹底に努める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 株主総会議事録、取締役会議事録、事業運営上の重要事項に関する決裁書類、稟議書、その他「職務権限規程」に基づく取締役の職務の執行に必要な文書を保存するものとし、その作成、保存、管理等については「取締役会規程」、「文書取扱規程」、「稟議決裁権限規程」等の社内規程に基づき行う。
- ② 個人情報保護に関連する規程を整備し、個人情報及び重要な企業秘密を適切かつ安全に保存・管理を行う。
- ③ 会社の重要な情報の開示については、法令及び取引所その他関係機関の諸規則等に従い開示すべき情報が適正、適時かつ公平に開示される体制の構築を図る。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 事業活動に伴う各種のリスクについては、「リスク管理マニュアル」に基づき、適切な管理を行う。リスク管理の不徹底からステークホルダーに不当な損害を与え、信頼を喪失し、経営基盤を揺るがす重大な危機に陥ってしまうことがないように、コンプライアンス部は各部署におけるリスク管理の状況について定期的に監査を行い、その結果を取締役及び監査役に報告することとし、リスク管理に対し独立的評価を行う。
- ② 大規模な事故、災害、テロ、対企業犯罪、経営上の重大なトラブルなど、危機に対して可能な限りその予防に努める。危機が発生した場合は、「危機管理規程」に基づく緊急対策をとり、危機管理にあたる。
- ③ 反社会的勢力の排除及び介入の防止として、反社会的勢力とは取引関係も含めて一切の関係を遮断し、不当な要求に対しては毅然として立ち向かう。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の迅速な経営判断・意思決定を可能にするため、組織・業務分掌、職務権限等の諸規程を定め、事業運営が効率的に行える体制の確保に努める。なお、取締役会の決議に基づき、特定業務の執行に専念できる執行役員を任命し、業務執行の効率化を図る体制を確保する。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① グループ会社における業務の適正並びに子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び同社の定款に適合することを確保するため、当社役員が子会社役員等として関与し、各会社の業務執行の適正性を確保する体制としている。また、内部監査室は子会社の内部統制監査を実施して、リスク管理体制の有効性について評価し、その改善を図ることとする。
- ② 子会社の独立性を尊重しつつ、経営上の重要事項については関係会社管理規程に基づき当社管理本部に報告される。また、子会社と定期的に意思疎通の場を設け、問題点の共有を図ることとする。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置く場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役が監査職務を円滑に遂行する上で、他の監査役と協議の上、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に基づき、その職務を補助すべき使用人を配置することができる。
- ② 監査役の職務を補助する使用人は、監査役の指揮命令下で職務を遂行し、取締役からの独立性を確保する。

(7) 取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者（以下「取締役及び子会社の取締役等」という。）が監査役に報告するための体制、及びその他の監査役への報告に関する体制が実効的に実施されるための体制

- ① 取締役及び子会社の取締役等は、監査役の要請に応じて業務執行状況の報告を行い、必要な資料の提供や書類等の閲覧に応じる。
- ② 取締役及び子会社の取締役等は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実や法令・定款に違反する重大な事実を発見した場合は、直ちに監査役に報告する。
- ③ 当社は、前項に従い監査役への報告を行った取締役及び子会社の取締役等に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
- ④ 当社は、監査役職務の執行について生ずる費用等を負担するため、毎年一定額の予算を設けるものとする。

(8) その他監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役社長と定期的に意見交換を行うとともに、内部監査室との連携を図り、監査を円滑に行うために取締役及び使用人との意思疎通にも努める。また、会計監査人から定期的に会計監査内容についての報告を受けるとともに、意見及び情報交換を行い会計監査人との連携を図る。

(9) 財務報告の適正性を確保するための体制

当社は、財務報告の適正性及び信頼性を確保するため、金融商品取引法等の関係法令に従って内部統制システムを整備し、適切な運用・評価と必要な是正を行う。

※運用状況の概要について

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、上記に掲げた「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、コンプライアンスに関する基本的な考え方や法令等の遵守について、業務連絡会等の職場報告などを通じて周知徹底を図っております。

当社は、取締役会において法令又は定款に定められた事項及び経営上の重要事項を決定するとともに、業務執行に関する報告を受け、取締役職務執行の監督を行っております。

監査役は、取締役会へ出席して必要がある場合には意見を述べ、報告を受けるとともに、稟議書等の業務執行に係る重要文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めるなどにより健全な経営体制と効率的な運用を図るために助言を行っております。また、監査役は、代表取締役、会計監査人、内部監査室との情報交換に努めております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：千円)

科目	第50期 2022年3月31日現在	科目	第50期 2022年3月31日現在
資産の部		負債の部	
流動資産	8,189,240	流動負債	5,056,074
現金及び預金	2,340,073	買掛金	41,553
売掛金	87,179	未払法人税等	32,221
商品	358,655	訴訟損失引当金	216,297
証券業における預託金	990,007	証券業における信用取引負債	1,214,412
証券業における信用取引資産	1,358,433	証券業における預り金	650,422
証券業における短期差入保証金	2,621,455	証券業における受入保証金	2,785,426
その他	433,435	その他	115,740
固定資産	1,843,749	特別法上の準備金	3,200
有形固定資産	5,789	金融商品証券取引責任準備金	3,200
土地	5,562	負債合計	5,059,275
その他	227	純資産の部	
無形固定資産	0	株主資本	5,056,856
投資その他の資産	1,837,959	資本金	3,661,557
投資有価証券	1,634,275	資本剰余金	3,610,258
固定化営業債権	343,777	利益剰余金	△1,968,979
破産更生債権等	9,282	自己株式	△245,979
貸倒引当金	△340,504	その他の包括利益累計額	△86,602
その他	191,128	その他有価証券評価差額金	△86,602
資産合計	10,032,989	新株予約権	3,460
		純資産合計	4,973,714
		負債・純資産合計	10,032,989

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位：千円)

科目	第50期	
	2021年4月1日から 2022年3月31日まで	
売上高		5,152,889
売上原価		4,626,930
売上総利益		525,959
販管費及び一般管理費		1,112,938
営業損失 (△)		△586,979
営業外収益		
受取利息	1,193	
受取配当金	17,985	
特別調査費用引当金戻入額	30,000	
その他	18,679	67,858
営業外費用		
売買過誤差損金	2,586	
その他	465	3,051
経常損失 (△)		△522,172
特別利益		
固定資産売却益	50,494	
商品取引責任準備金戻入額	10,970	61,464
特別損失		
金融商品取引責任準備金繰入額	667	
関係会社株式評価損	1,237,328	
減損損失	8,263	1,246,259
税金等調整前当期純損失 (△)		△1,706,967
法人税、住民税及び事業税	395	395
当期純損失 (△)		△1,707,363
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)		△1,707,363

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

第50期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2021年4月1日残高	2,979,975	2,928,675	△261,616	△245,971	5,401,063
当連結会計年度変動額					
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)			△1,707,363		△1,707,363
自己株式の取得				△8	△8
新株予約権の発行 新株の発行 (新株予約権の行使)	681,582	681,582			1,363,165
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	681,582	681,582	△1,707,363	△8	△344,206
2022年3月31日残高	3,661,557	3,610,258	△1,968,979	△245,979	5,056,856

	その他の包括 利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
2021年4月1日残高	100,738	100,738	－	5,501,802
当連結会計年度変動額				
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)				△1,707,363
自己株式の取得				△8
新株予約権の発行 新株の発行 (新株予約権の行使)			21,425	21,425
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)	△187,341	△187,341	△17,965	△187,341
当連結会計年度変動額合計	△187,341	△187,341	3,460	△528,087
2022年3月31日残高	△86,602	△86,602	3,460	4,973,714

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

科目	第50期 2022年3月31日現在
資産の部	
流動資産	3,312,392
現金及び預金	2,089,707
売掛金	87,179
商品	359,507
差入保証金	547,757
その他	228,240
固定資産	2,034,922
有形固定資産	5,789
無形固定資産	0
投資その他の資産	2,029,132
関係会社株式	885,234
投資有価証券	948,261
敷金及び保証金	179,076
固定化営業債権	343,777
破産更生債権	9,282
その他	4,005
貸倒引当金	△340,504
資産合計	5,347,314

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：千円)

科目	第50期 2022年3月31日現在
負債の部	
流動負債	349,989
買掛金	41,553
未払法人税等	30,368
訴訟損失引当金	216,297
その他	61,770
固定負債	0
繰延税金負債	0
負債合計	349,989
純資産の部	
株主資本	5,080,467
資本金	3,661,557
資本剰余金	3,610,258
資本準備金	3,597,978
その他資本剰余金	12,280
利益剰余金	△1,945,368
利益準備金	336,150
その他利益剰余金	△2,281,519
別途積立金	300,000
繰越利益剰余金	△2,581,519
自己株式	△245,979
評価・換算差額等	△86,602
その他有価証券評価差額金	△86,602
新株予約権	3,460
純資産合計	4,997,325
負債・純資産合計	5,347,314

損益計算書

(単位：千円)

科目	第50期	
	2021年4月1日から 2022年3月31日まで	
売上高		4,763,417
売上原価		4,637,423
売上総利益		125,994
販管費及び一般管理費		694,284
営業損失 (△)		△568,289
営業外収益		
受取利息	2,436	
受取配当金	17,985	
有価証券売却益	3,068	
特別調査費用戻入益	30,000	
貸倒引当金戻入額	6,587	
その他	8,928	69,006
営業外費用		
有価証券売却損	1	
その他	333	335
経常損失 (△)		△499,618
特別利益		
固定資産売却益	50,494	
商品取引責任準備金戻入額	10,970	61,464
特別損失		
減損損失	8,165	
関係会社株式評価損	1,237,328	1,245,493
税引前当期純損失 (△)		△1,683,646
法人税、住民税及び事業税		105
当期純損失 (△)		△1,683,752

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

第50期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金計			
					別途積立金	繰越利益剰余金				
2021年4月1日残高	2,979,975	2,916,395	12,280	2,928,675	336,150	300,000	△897,766	△261,616	△245,971	5,401,063
当期変動額										
新株の発行 (新株予約権の行使)	681,582	681,582		681,582						1,363,165
当期純損失(△)							△1,683,752	△1,683,752		△1,683,752
新株予約権の発行										
自己株式の取得									△8	△8
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	681,582	681,582	—	681,582	—		△1,683,752	△1,683,752	△8	△320,595
2022年3月31日残高	3,661,557	3,597,978	12,280	3,610,258	336,150	300,000	△2,581,519	△1,945,368	△245,979	5,080,467

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
2021年4月1日残高	100,738	100,738	—	5,501,802
当期変動額				
新株の発行 (新株予約権の行使)			△17,965	1,345,200
当期純損失(△)				△1,683,752
新株予約権の発行			21,425	21,425
自己株式の取得				△8
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△187,341	△187,341		△187,341
事業年度中の変動額合計	△187,341	△187,341	3,460	△504,476
2022年3月31日残高	△86,602	△86,602	3,460	4,997,325

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月27日

第一商品株式会社
取締役会 御中

フロンティア監査法人
東京都品川区
指 定 社 員 公認会計士 藤 井 幸 雄
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 高 橋 久 継
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、第一商品株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、第一商品株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

会計方針の変更に関する注記に記載されているとおり、会社は当連結会計年度の期首より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月27日

第一商品株式会社
取締役会 御中

フロンティア監査法人
東京都品川区
指 定 社 員 公認会計士 藤 井 幸 雄
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 高 橋 久 継
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、第一商品株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第50期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

会計方針の変更に関する注記に記載されているとおり、会社は当事業年度の期首より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの当社第50期事業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下に掲げる方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、当社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に赴き業務及び財産の状況を調査するとともに、子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人であるフロンティア監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人であるフロンティア監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月27日

第一商品株式会社 監査役会

常勤監査役 廣瀬正勝 ㊞
社外監査役 橋本秀人 ㊞
社外監査役 塩野治夫 ㊞

(注) 監査役橋本秀人及び監査役塩野治夫は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

よくあるご質問

【今後の事業計画及び見通しについて】

Q1. 暗号資産の開発状況について知りたい。

当社は株式会社テコテックとの間で金価格と連動する暗号資産の開発に向けた基本合意書を締結し、金価格と連動する暗号資産の開発について検討を進め、本取り組みが、金取引の利便性の向上に加え、当社の金の取引量の増加により、収益の拡大に繋がる可能性があると判断いたしました。そこで、当社は、本年5月18日、株式会社テコテックとの間で金価格と連動する暗号資産の開発に向けた業務委託基本契約及びシステム開発業務等個別契約を締結し、開発を進めております。

収益見込みも含め、具体的な事業計画等は、今後、計画策定できましたら速やかに開示させていただきます。

Q2. 多額の特別損失を計上しているが、具体的な今後の収益の見通しについては。

2022年3月期に関係会社株式評価損の減損処理を実施しましたが、これは会計基準に基づき、回収可能性を慎重に判断した上で実施しております。

収益の見通しについては、2023年3月期より当社及び子会社の第一プレミア証券株式会社に加えて、クラウドバンク株式会社が持分法適用会社となるため、一定の収益の増加が見込まれます。現時点で具体的な数値を示すことはできませんが、引き続き、収益の向上及び早期黒字化に努めてまいります。

【ガバナンス体制について】

Q3. コンプライアンス及びガバナンス体制に問題はないのか。

当社は、2020年7月11日、株式会社東京証券取引所による特設注意市場銘柄指定を受けましたが、開示した改善計画に関し、コンプライアンス意識の強化、内部監査の整備等、一定の取り組みが行われ、これ以外にも、相応の内部管理体制が構築、運用されていることが認められ、本年4月1日、特設注意市場銘柄指定の解除がされました。

もっとも、当社としましては、特設注意市場銘柄は解除されたものの、コンプライアンス及びガバナンス体制の維持強化は今後も重要な経営課題であると認識しております。

引き続き、弁護士等の外部の専門家によって構成されたコンプライアンス委員会によるモニタリングの下、コンプライアンス及びガバナンス体制の強化に努めながら、会社運営を行ってまいります。

株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月開催
基準日	定時株主総会 毎年3月31日 期末配当金 毎年3月31日 その他必要があるときは、あらかじめ公告して定めた日
株主名簿管理人及び 特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
株主名簿管理人 事務取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

(郵便物送付先及び照会先)

〒168 - 0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

(特別口座にて株式をお持ちの株主様の
住所変更等・その他ご照会)

☎0120-782-031

(インターネットURL)

<https://www.smb.jp/personal/procedure/agency/>

※なお、証券会社にて株式をお持ちの
株主様におかれましては、口座のあ
る証券会社にお問合せください。

公告方法 当社の公告は下記のアドレスに掲載します。
<https://www.dai-ichi.co.jp/ir/pub/>
また、電子公告による公告ができない
事故その他のやむを得ない事由が生じ
たときは、日本経済新聞に掲載します。

証券銘柄コード 8746

ウェブサイトのご案内

当社では、貸借対照表並びに損益計算書を当社のウェブサイ
トに掲載いたしております。

TOPページ



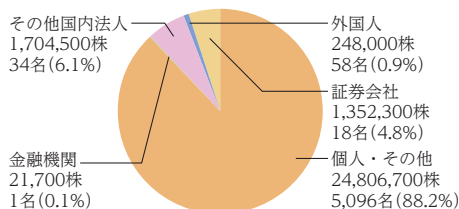
<https://www.dai-ichi.co.jp/>

IRページ



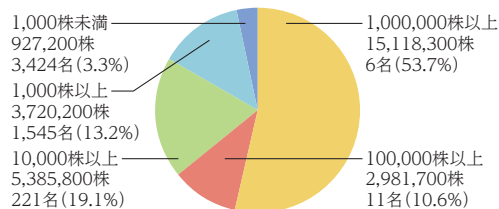
<https://www.dai-ichi.co.jp/ir/>

株式分布状況 (単元株) 2022年3月31日現在



所有者別分布状況

(注) 円グラフの数値は自己株式を控除して計算しております。



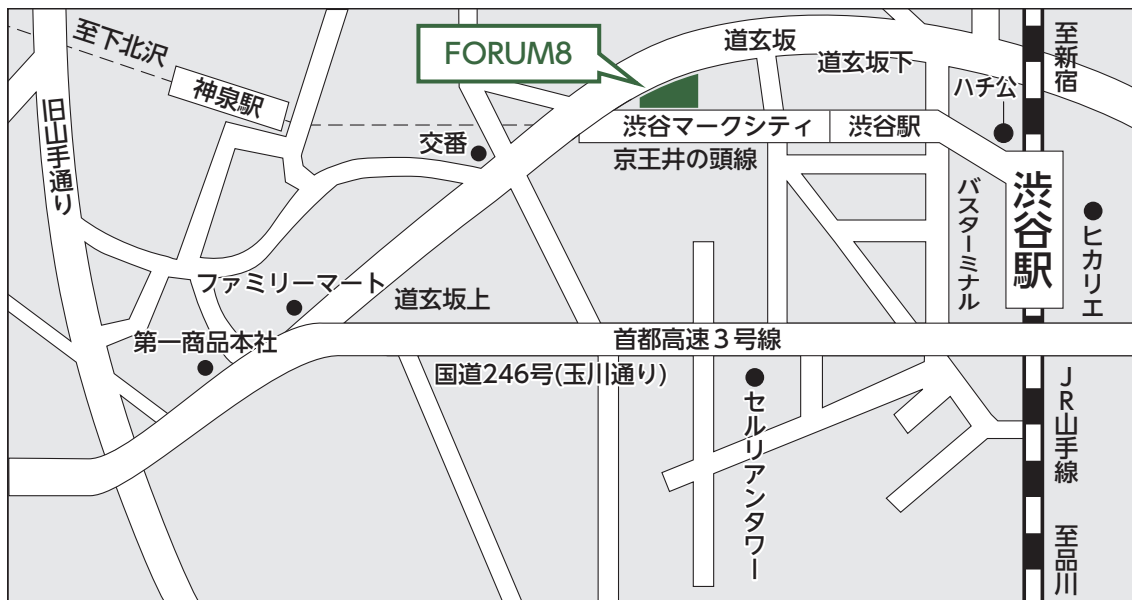
所有株式数別分布状況

定時株主総会会場ご案内図

日時 2022年6月29日(水曜日) 午前10時

会場 FORUM8 663会議室
東京都渋谷区道玄坂二丁目10番7号 新大宗ビル6階

交通 JR (山手線、埼京線他)、東京メトロ (銀座線) 渋谷駅ハチ公口[A8]より徒歩5分
東京メトロ (半蔵門線、副都心線)、東急東横線 渋谷駅A1出口より徒歩3分
京王井の頭線 渋谷駅西口より徒歩3分
渋谷マークシティ4階アベニュー通り 道玄坂上方面口より徒歩約1分



※ 駐車場の用意はございませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。